

Ⅱ 農 業 経 営 体 及 び 農 家 の 部

解 説

この項には、「2015年農林業センサス」に関する統計を掲載しています。

1 調査の概要

農林業センサス(以下「センサス」という。)は、昭和25年の「世界農林業センサス」から開始され、以降10年ごとに国際条約に基づく「世界農林業センサス」を実施するとともに、その中間年次(5年ごと)に我が国独自で「農業センサス」を実施しています。

なお、2005年センサスから、農林業・農山村の基本構造の把握等、基本的な役割を果たしつつ、調査体系、調査対象の概念、定義等について見直しを行い実施しています。

- (1) 農林業経営を的確に把握する見地から、これまでの世帯(農家及び林家)に着目した調査を経営(農林業経営体)に着目した調査体系としました。
- (2) 地域における農林業の実態を総合的に捉える見地から、従来の農林業に関する6つの調査を統合し「農林業経営体調査」として1つの調査とするとともに、10年周期で調査を実施していた林業に関する調査を農業に関する調査とともに5年周期で実施しました。
- (3) 法人化、集落営農を含む農業経営の組織化の動きを捉え、担い手に関するデータを提供することにより、各種政策の展開に資する見地から、個人、組織、法人等多様な担い手を一元的に横断的に捉える調査体系としました。

2 定義及び用語の解説

(1) 農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいいます。

- ア 経営耕地面積が30a以上の規模の農業
- イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の規模の農業

- | | |
|-----------|-------------------|
| ①露地野菜作付面積 | 15a |
| ②施設野菜栽培面積 | 350m ² |

- | | |
|--------------|-------------------|
| ③果樹栽培面積 | 10a |
| ④露地花き類栽培面積 | 10a |
| ⑤施設花き類栽培面積 | 250m ² |
| ⑥搾乳牛飼養頭数 | 1頭 |
| ⑦肥育牛飼養頭数 | 1頭 |
| ⑧豚飼養頭数 | 15頭 |
| ⑨採卵鶏飼養羽数 | 150羽 |
| ⑩ブロイラー年間出荷羽数 | 1,000羽 |
| ⑪その他 | |

調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模

ウ 権原に基づいて育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。)を行うことができる山林(以下「保有山林」という。)の面積が3ha以上の規模の林業(「森林施業計画」を策定している者又は5年間継続し育林又は伐採を適切に実施するものに限る。)

エ 農作業の受託の事業

オ 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業

(2) 農業経営体

「農林業経営体」の規定のうち、ア、イ又はエのいずれかに該当する事業を行う者をいいます。

なお、2000年世界農林業センサスでは、販売農家、農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体を合わせたものとなります。

(3) 農業経営体のうち家族経営

「農業経営体」のうち個人経営体(農家)及び法人経営体のうち一戸一法人をいいます。

(4) 林業経営体

「農林業経営体」のうち、ウ又はオのいずれかに該当する事業を行う者をいいます。

(5) 農家

ア 調査期日現在で、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯をいいますが、この規程に達しなくても調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上であった世帯をいいます。

イ 1990年世界農林業センサスから、農家を「販売農

家」と「自給的農家」に分類しています。

販売農家……経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間に於ける農産物販売金額が50万円以上の農家。

自給的農家……経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1年間に於ける農産物販売金額が50万円未満の農家。

(6) 主副業別農家（販売農家）

主業農家……農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家。

準主業農家……農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家。

副業的農家……1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家。

(7) 専兼業別農家

専業農家……世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家。

兼業農家……世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家。

(8) 農業経営組織別経営体

単一経営経営体…農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体。

準単一複合経営…農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の販売農家。

複合経営経営体…農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満の販売農家。

(9) 農家人口

農家人口とは、農家に常住し、しかも生活の本拠をそこに持つ世帯員をいいます。したがって、出稼ぎ、あるいは行商で長い間不在となっている家族でも、生活の本拠がその家にある者は世帯員としています。

(10) 高齢化率

高齢化率は、65歳以上の者が全体に占める割合と

して算出しています。

(11) 農業就業人口

自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいいます。

(12) 基幹的農業従事者

農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事」に該当し、ふだんの仕事として主に農業に従事している者をいいます。

(13) 経営耕地面積

農林業経営体が経営する耕地（田、畑及び樹園地の計）の面積をいい、経営体が所有している耕地のうち貸し付けている耕地と耕作放棄地を除いたもの（自作地）に借りている耕地（借入耕地）を加えたものをいいます。

(14) 借入耕地

他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいいます。

(15) 貸付耕地

他人に貸し付けている自己所有耕地をいいます。

(16) 耕作放棄地面積

以前耕地であったもので、過去1年以上作付けをせず、しかも、この数年の間に再び作付けする考えのない土地をいいます。

(17) 土地持ち非農家

農家以外で耕地及び耕作放棄地を合計で5 a 以上所有している世帯をいいます。

(18) 農事組合法人

農業協同組合法に基づき農業生産についての協議を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいいます。

(19) 会社

株式会社、合名・合資会社、相互会社、合同会社などが該当します。

(20) 各種団体

農協、森林組合、その他の各種団体などが該当します。

(21) その他の法人

農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、公益法人、宗教法人、医療法人などが該当します。

(22) 地方公共団体・財産区

地方公共団体とは、都道府県、市区町村が該当します。

財産区とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいいます。

3 利用上の留意事項

統計表の面積の数値については、各単位ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがあります。